全国浴場新聞
発行所 全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会
東京都千代田区東神田1－10－2
TEL 03(5687)2835 購読料 1部100円

全浴連水島理事長年頭の所感

参入規制廃止に反論

公衆浴場の存続危機



「一日の計は晨（あした）にあり」という諺がある。何事も初めが大切だから、しっかりした計画を立てて、着実に実行せよとの戒めであるが、今年ほどこの思いを強くしたことはない。従来であれば暮れの十二月中旬から下旬にかけて、それぞれ決定をみていた予算関係や税制改正等の審議が、政局から振り回されて一向に見えてこないからである。更に、平成六年度予算審議を越年してしまい、その間を、第二次補正予算を以って凌ぐという政府与党の安易な姿勢が、国民に最も厳しくあるべき行政改革の推進を遅らせてしまったことは、誠に残念でならない。

昨年の暮れの予算編成に際しては、一昨年の細川連立政権誕生時に、国民福祉税構想の発表から、突如として撤回に追い込まれた苦い経験から、大蔵省は、消費税率の引上げ等、国民負担増に繋がる問題については、極力これを避けようとする姿勢が顕著であった。

その結果、財源不足を補うために、特例公債の発行に依存せざるを得ないこととなり、平成六年度末の赤字国債残高は、遂に百兆円を超えるという、政府始まって以来の大変な事態となってしまった。

国民負担の増加を極力抑えようとする政府の姿勢は、一般歳出の伸び率を、平成五年度当初予算の二・四％増に対し、平成六年度当初予算では、一・九％増と抑制したことにも表れているが、一方、社会保障関係費については、高齢化社会の進展に伴い、一般歳出の伸び率を上回る三・八％増となっており、国民負担の増加は、ますます避けられない状況にある。

こうした中で、国民の福祉の向上を図るためには、税制改革を含む財政構造改革の推進が、喫緊の課題であることは、論を待たないところであるが、政府与党の対応は、極めて鈍いと言わざるを得ない。

税制改革については、平成五年度税制改正において、所得税の最高税率の引上げ、法人税率の引上げ、土地税制の強化等、一定の増税措置が講じられたが、これらの措置は、景気対策の観点から、平成六年分所得税の減税、特別土地保有税の凍結、法人税率の引下げ等、減税措置が講じられることとなっており、平成六年度税制改正においては、税収の減少が見込まれる中で、減税措置の見直しが行われることが、税制改革の基本であると考える。

行政改革については、平成五年十二月十日、新聞報道による行政改革委員会（内閣総理大臣の私的諮問機関、座長・平岩外四経団連会長）よりの規制緩和に関する中間報告の内容であるが、その概要は、経済的規制は「原則自由」を基本とし、社会的規制は「自己責任」を以って検討されるべきであるが、もし、参入規制の廃止が実施されるならば、類似産業生産に強く要請し、厚生省の当局者に、その協力を反対運動の先頭に立つことでご同意をいただいたと聞いております。

昨年は国内外の政治経済が大きく変動した年でありました。一九五五年政治体制の崩壊以来の連立政権の誕生、細川政権の誕生、そして、現在推進している福祉八兆円プランの策定、消費税率の引上げ等、社会保障関係費の増額確保を含む平成六年度予算の成立と、政治改革関連法案の成立、更には、政治改革の総仕上げとも言うべき衆議院の選挙区画定審議会設置法案の成立と、政治改革関連法案の成立と、政治改革関連法案の成立と、政治改革関連

1994年 新春を迎えて

経営基盤の強化推進



環境衛生金融公庫理事長　坂本　龍彦

年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。環境衛生関係営業の皆様方には、ご家族そろいで健やかに新春をお迎えのことと慶び申しあげます。

皆様方には、日頃から環境衛生金融公庫をご愛顧いただいており厚くお礼を申しし上げます。お陰様で振興事業資付を中心に利用実績が着実に伸びているところでございます。

さて、環境営業を取り巻く環境は、景気回復の動きが足踏みしているなど、厳しさが続いていることに加え、消費者ニーズの高度化・多様化、競争の激化、時短・労働力確保の問題、さらには自然環境への配慮等が依然として多くの課題に直面しており、今まで以上に経営基盤強化の積極的な推進が必要と思われます。

当公庫に寄せられる皆様からの融資に対する期待も、経営基盤の強化、経営体質の改善に努めてきたことをうたっております。

本年も引き続き、環境衛生関係営業指導センターをはじめ各業界の方々と緊密な連携をとり、融資面はもちろんのこと、環境衛生関係営業の皆様方の経営改善に役立つ情報の提供や融資制度の周知に力を入れ、身近で親しみ易い公庫を目指すとともに、飛躍の年、御多幸の年であります様お祈りいたしまして、一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

新しい年、平成六年が皆様方にとりまして飛躍の年、御多幸の年であります様心からお祈りいたしまして、年頭のご挨拶といたします。

低コストの重要性



(社)全国環境衛生同業組合中央会　理事長　小川　巌

ましておめでとうございます。

皆様方には日頃から当全国中央会の運営につきまして、格別のご支援ご協力を賜わっておりますことを心からお礼申しあげますとともに、本年もなお一層のご指導ご鞭撻のほどをお願い申しあげます。

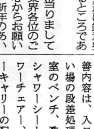
さて、昨年は、地球的規模で政治・経済の仕組みが変りつつあるなかで、わが国においても規制にわれる景気の低迷、構造的な人手不足など一連の時代の変化は、環境衛生にも多大の経営方針に大きな改革を迫られています。

この環境の変化は、消費者の生活意識や行動に現われ、脱実な価格志向の一段と強まる低コスト経営の重要性が一層高まるものと思います。

平成六年の年頭に当り環境衛生営業の皆様に、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素皆様方には国及び地方の指導センターの行い業務の円滑な運営に格別のご協力を頂いておりますことを厚くお礼申しあげます。

経営姿勢の確立期す



(財)全国環境衛生営業指導センター　理事長　柳瀬　孝吉

ご案内のように今環境衛生関係営業を取り巻く経営環境は、世界的な規模で政治・経済の構造改革が進んでいるなかで、わが国でも長引く景気低迷、規制緩和問題、消費者ニーズの多様化等、環境衛生関係営業に取り組んでおられる自助努力に対しまして、全国指導センターでは関係官庁の「指導のあり方」に関し、環境衛生関係営業の振興に資与する施策等、諸事業の推進に鋭意努力をいたしているところであります。

事業の指導に当りまして、「指導力確保業界各位の声」（手摺り・ベンチなど設置）である。

福祉入浴の実施にあたって、「座位移動方式」までを想定する場合に、特に重要な課題は公衆浴場の特性にあったシャワーキャリー及び洗い場の改造である。以下この新しい提案について記述する。

2新しいシャワーキャリー洗い場の提案について

現状の公衆浴場の施設設備は、これまでの歴史をふまえて独自のものとなっている。そこで公衆浴場の特性にあった新しいシャワーキャリー、簡易式洗い場の提案を図七一四はその概要図である。

【シャワーキャリー】

・軽量な設置を兼り越えられる大きめの車輪を持つものとする。

・前輪にマキビしたる足をのせることができるフットレストを取り付けることができるものとする。

・左右両方に取り付けることができるものとする。

・肘掛は手摺り・ベンチなどと同様に、片方にも取り付けられるものとする。

・座面の高さは調節可能とする。

・座面の中央に大便用の穴を設け、キャリー後部下から洗えるようにする。

・座面は回転可能なものとする。

・シャワーキャリーは軽量な力で、ブレーキをかけられるものとする。

・取手部分は介助可能な握り部分を持つものとする。

【簡易洗い場】

・持ち運びが可能であり、設置することが簡単なものとする。

・シャワーキャリーに乗った状態で使用しやすい洗面器を場の高さを持つものとする。

・カランまたはシャワーとホースで接続することによって、既存の洗い場の一部を活用できるものとする。

・手元の調整ハンドルによって水量・湯量の調整が可能であるものとする。

・床と一体となったものとする。

こうした新しいシャワーキャリーと簡易式洗い場の提案によって、福祉浴場を利用する高齢者などにとって快適で安全な入浴が可能となろう。

3特別な設備による入浴について（略）

次号につづく

福祉入浴事業調査研究報告書

ふれあいせんとう⑥

表七一三のようなポイントに設置すること が望ましい。既存の製品として簡易スロープを設置することも有効な方法である。この場合は一定の長さがあるので、比較的スペースがある場所玄関ポーチ廻りに有効である。

段差の処理については、本格的な改造を実施する場合のスロープの段差の勾配の目安は別表のとおりである。スロープをなんらかの形で設置する場合でも、共通して注意することは、スロープ表面を滑りにくいように作ることである。

【手摺りの設置】

手摺りの設置は、歩行（介助移動）や立ち上がり動作（垂直動作）のとき、体を支え、転倒の危険性を防ぐための有効な手段である。上り框に手摺りとベンチを配置すると出入りが極めて楽となる。

手摺りの設置は、本来切れめなく設置するとする必要がある。使用頻度が増すにつれて手摺りの支持強度が低下し、緩んで転倒することも考えられるので、専門家の指導を受けることが望ましい。歩行がやや不自由な人に対しても「座位移動方式」を採用する場合は階廻りや洗い場の要所に設置すれば良い。

浴槽廻りについては手摺りは壁面式でなくとも、取外しが可能な簡易手摺りの設置でも、有効な方法である。

浴槽内に入った時、浮力が加わり体が浴槽内に沈み込むことがある。浴槽内における身体の安定を保つための手摺りを浴槽の縁や壁面に設置すると良い。

トイレにおいては簡易型の手摺りを設置すると便利である。

【床の滑り止め】

洗い場内においては転倒の危険性が高い。床面が水に汚れると大変滑りやすくなる。そこで簡易な方法として は滑り止めのマットを敷く方法がある。洗い場の出入口に敷くとともに、洗い場内に敷くと有効である。洗い場においては全面的でなくとも入口～洗い場～浴槽とつづけて敷いても良い。

改造する場合はノンスリップタイルを付設することが望ましい。滑りにくいタイルは掃除がしにくい、汚ったあとの排水が流れにくいなどの問題もある。したがって洗い場に足を踏み入れる場所、浴槽に足をふれる個所などにノンスリップタイルを使用すると良い。

【座る姿勢への配慮】

下足を着脱するとき、衣服を着脱するとき、浴槽の出入りのときなど、椅子などに腰掛けた安定した姿勢を維持する必要がある。脱衣室にソファやベッドを配置すると良い。浴室内には シャワーシート、シャワーチェアー、シャワーキャリーを配置する。

【その他】

入浴前後にトイレを使用することが多いが、トイレは公衆浴場における浴槽を改造して浴槽の縁を広くしたステージを設置する方法もある。浴槽内の足場を確保し、浴槽内での安定した座り型を確保するためにステップを設置する方法がある。

【床になる姿勢への配慮】

入浴後の休憩や健康チェックのために横になる姿勢への配慮が必要である。脱衣室にソファやベッドを配置し、場合によっては手摺り付のベットの配置が考えられる。

【その他】

入浴前後にトイレを使用することが多いが、トイレは公衆浴場における浴槽を改造して浴槽の縁を広くしたステージを設置する方法もある。浴槽内の足場を確保し、浴槽内での安定した座り型を確保するためにステップを設置する方法がある。

【床になる姿勢への配慮】

入浴後の休憩や健康チェックのために横になる姿勢への配慮が必要である。脱衣室にソファやベッドを配置し、場合によっては手摺り付のベットの配置が考えられる。

【その他】

浴槽内の手摺りとベンチ設置の方法は、福祉入浴サービスが容易に実施できるように「小規模・中規模改善が重要である。その主なポイント、改造方法については以下に述べる。

【段差の処理】

公衆浴場の玄関ポーチ、上り框、洗い場入口、トイレ入口などの段差は、歩行が不自由な場合や車椅子使用者にとって使いにくいものになっている。

段差の処理に有効なのはスロープの設置である。スロープといってもなかなか少し全面的に改修して作る必要はない。ベニヤ板の強度を補強して使用し手作りも可能である。高山市における いきいき入浴においても、川崎市におけるディケントの一部においても、こうした手作りスロープを設置している。

既存の製品として簡易スロープを設置することも有効な方法である。この場合は一定の長さがあるので、比較的スペースがある場所玄関ポーチ廻りに有効である。

段差の処理については、本格的な改造を実施する場合のスロープの段差の勾配の目安は別表のとおりである。スロープをなんらかの形で設置する場合でも、共通して注意することは、スロープ表面を滑りにくいように作ることである。

【手摺りの設置】

手摺りの設置は、歩行（介助移動）や立ち上がり動作（垂直動作）のとき、体を支え、転倒の危険性を防ぐための有効な手段である。上り框に手摺りとベンチを配置すると出入りが極めて楽となる。

手摺りの設置は、本来切れめなく設置するとする必要がある。使用頻度が増すにつれて手摺りの支持強度が低下し、緩んで転倒することも考えられるので、専門家の指導を受けることが望ましい。歩行がやや不自由な人に対しても「座位移動方式」を採用する場合は階廻りや洗い場の要所に設置すれば良い。

浴槽廻りについては手摺りは壁面式でなくとも、取外しが可能な簡易手摺りの設置でも、有効な方法である。

浴槽内に入った時、浮力が加わり体が浴槽内に沈み込むことがある。浴槽内における身体の安定を保つための手摺りを浴槽の縁や壁面に設置すると良い。

トイレにおいては簡易型の手摺りを設置すると便利である。

【床の滑り止め】

洗い場内においては転倒の危険性が高い。床面が水に汚れると大変滑りやすくなる。そこで簡易な方法として は滑り止めのマットを敷く方法がある。洗い場の出入口に敷くとともに、洗い場内に敷くと有効である。洗い場においては全面的でなくとも入口～洗い場～浴槽とつづけて敷いても良い。

改造する場合はノンスリップタイルを付設することが望ましい。滑りにくいタイルは掃除がしにくい、汚ったあとの排水が流れにくいなどの問題もある。したがって洗い場に足を踏み入れる場所、浴槽に足をふれる個所などにノンスリップタイルを使用すると良い。

【座る姿勢への配慮】

下足を着脱するとき、衣服を着脱するとき、浴槽の出入りのときなど、椅子などに腰掛けた安定した姿勢を維持する必要がある。脱衣室にソファやベッドを配置し、場合によっては手摺り付のベットの配置が考えられる。

【その他】

入浴前後にトイレを使用することが多いが、トイレは公衆浴場における浴槽を改造して浴槽の縁を広くしたステージを設置する方法もある。浴槽内の足場を確保し、浴槽内での安定した座り型を確保するためにステップを設置する方法がある。

【床になる姿勢への配慮】

入浴後の休憩や健康チェックのために横になる姿勢への配慮が必要である。脱衣室にソファやベッドを配置し、場合によっては手摺り付のベットの配置が考えられる。

【その他】

浴槽内の手摺りとベンチ設置の方法は、福祉入浴サービスが容易に実施できるように「小規模・中規模改善が重要である。その主なポイント、改造方法については以下に述べる。

【段差の処理】

公衆浴場の玄関ポーチ、上り框、洗い場入口、トイレ入口などの段差は、歩行が不自由な場合や車椅子使用者にとって使いにくいものになっている。

段差の処理に有効なのはスロープの設置である。スロープをなんらかの形で設置する場合でも、共通して注意することは、スロープ表面を滑りにくいように作ることである。

【手摺りの設置】

手摺りの設置は、歩行（介助移動）や立ち上がり動作（垂直動作）のとき、体を支え、転倒の危険性を防ぐための有効な手段である。上り框に手摺りとベンチを配置すると出入りが極めて楽となる。

手摺りの設置は、本来切れめなく設置するとする必要がある。使用頻度が増すにつれて手摺りの支持強度が低下し、緩んで転倒することも考えられるので、専門家の指導を受けることが望ましい。歩行がやや不自由な人に対しても「座位移動方式」を採用する場合は階廻りや洗い場の要所に設置すれば良い。

浴槽廻りについては手摺りは壁面式でなくとも、取外しが可能な簡易手摺りの設置でも、有効な方法である。

浴槽内に入った時、浮力が加わり体が浴槽内に沈み込むことがある。浴槽内における身体の安定を保つための手摺りを浴槽の縁や壁面に設置すると良い。

トイレにおいては簡易型の手摺りを設置すると便利である。

【床の滑り止め】

洗い場内においては転倒の危険性が高い。床面が水に汚れると大変滑りやすくなる。そこで簡易な方法として は滑り止めのマットを敷く方法がある。洗い場の出入口に敷くとともに、洗い場内に敷くと有効である。洗い場においては全面的でなくとも入口～洗い場～浴槽とつづけて敷いても良い。

改造する場合はノンスリップタイルを付設することが望ましい。滑りにくいタイルは掃除がしにくい、汚ったあとの排水が流れにくいなどの問題もある。したがって洗い場に足を踏み入れる場所、浴槽に足をふれる個所などにノンスリップタイルを使用すると良い。

【座る姿勢への配慮】

下足を着脱するとき、衣服を着脱するとき、浴槽の出入りのときなど、椅子などに腰掛けた安定した姿勢を維持する必要がある

北海道公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 中澤秀雄
札幌市中央区大通西一六ノ二
電話〇一一(611)九三四一

青森県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 山内和夫
青森市堤町二ノ六ノ九
電話〇一七七(36)三八五三

岩手県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 戸塚孝
盛岡市大沢川原三ノ一ノ二
電話〇一九六(22)三五二八

宮城県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 森田寛二郎
仙台市青葉区通町一ノ六ノ九
環衛会館内
電話〇二二(273)一三〇九

秋田県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 渡部吾郎
秋田市千秋矢留町一ノ一九
電話〇一八八(32)五二三一

山形県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 永井英吉
鶴岡市昭和町三ノ二九
電話〇二三五(22)二七一三

福島県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 酒井真市
郡山市本町一ノ一五ノ三
電話〇二四九(23)七二〇六

茨城県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 宇佐美富蔵
高萩市青明町二一六九鈴木内
電話〇一九三(22)三九七七

栃木県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 谷山則通
宇都宮市宮本町一九ノ二
電話〇二八六(58)一五七七

埼玉県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 酒井弘幸
浦和市高砂二ノ一ノ五
電話〇四八(832)五四〇〇

群馬県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 斉藤達蔵
高崎市成田町三六ノ三
電話〇二七二(23)一七四五

千葉県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 松田郎英
千葉市中央区長州二ノ九ノ六
電話〇四三(222)八五八

神奈川県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 谷口林造
横浜市南区高根町二ノ一〇
電話〇四五(261)三三四一

山梨県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 三井三千雄
甲府市住吉一ノ八ノ一八
電話〇五五二(32)三七一一

長野県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 宮下秀次
上田市常田三ノ一四ノ三
電話〇二六八(22)五六七八

新潟県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 小林政太
新潟市西堀通り上一ノ町一九二六
電話〇二五(222)二九一三

静岡県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 小長井正
静岡市駒形通三ノ二ノ一
電話〇五四(252)八九三八

愛知県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 鈴木正之
名古屋市中区千代田三ノ九ノ一四
電話〇五二(232)五七三五

賀正

岐阜県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 中原康栄
岐阜市鏡屋西町一ノ七五
電話〇五八(252)一四五六

三重県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 岩田徳礼
津市広明町三四五ノ五
電話〇五九二(28)四二四〇

石川県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 大音与志雄
金沢市大手町二ノ二二
電話〇七六二(21)二三七二

富山県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 井田庄一
富山市東町三ノ二ノ一七
電話〇七六四(21)三九六八

福井県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 竹沢明則
福井市光陽四ノ二ノ二六
電話〇七七六(22)二七六一

滋賀県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 酒井喜祐
大津市打出浜一三ノ二一
滋賀県環境衛生会館内
電話〇七七五(24)八五五四

京都府公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 正木久雄
京都市中京区西ノ京職司町六三
電話〇七五(801)一三〇一

大阪府公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 西田実
大阪市天王寺区生玉町九ノ三
電話〇六(771)三一一二

兵庫県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 藤本勝
神戸市中央区下山手通七ノ一ノ二一
電話〇七八(341)二四七五

奈良県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 伊藤実
奈良市三条大宮町一ノ二
奈良県環境衛生会館内
電話〇七四二(33)五〇二六

和歌山県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 東佳男
和歌山市小松原六ノ六ノ二三
電話〇七三四(22)一五〇七

岡山県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 千田秀弘
岡山市表町三ノ八ノ五 民共会館内
電話〇八六(232)〇九七六

広島県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 奥河内武人
広島市中区河原町一ノ二六
広島県環境衛生センター内
電話〇八二(232)七八四八

山口県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 磯村一
徳山市櫛ケ浜大工町五九ノ一
電話〇八三四(32)〇〇六七

島根県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 岡本甚太郎
松江市大正町四四七 杉本内
電話〇八五二(23)二六七二

鳥取県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 石田昇
鳥取市前垣三ノ五〇二ノ二
電話〇八五七(22)五五五七

香川県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 永木茂
高松市八坂町二ノ一二
電話〇八七八(21)八二七一

愛媛県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 翠簾屋正蔵
松山市宮西一ノ五ノ十一
愛知県宮西一ビル3F
電話〇八九(24)六三六二

徳島県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 枝川明
徳島市昭和町一ノ五柚七ビル3F
電話〇八八(53)〇七五五

高知県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 藤本重徳
高知市潮新町二ノ九ノ六
電話〇八八八(31)二六七三

福岡県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 中島勝美
福岡市中央区西公園一番区三号
電話〇九二(761)三六一一

長崎県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 松井末寿
長崎市寄合町二ノ二七
電話〇九五八(26)七〇四五

佐賀県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 古川勝己
佐賀市唐人二ノ二ノ三七中将湯内
電話〇九五二(23)七〇八四

大分県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 宮崎奉治
大分市新町二ノ五ノ五
電話〇九七五(32)九七四五

熊本県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 小田英雄
熊本市大江五ノ一六ノ十一
電話〇九六(378)六〇九五

宮崎県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 甲斐實
宮崎市大坪西二ノ八ノ二五 黒木内
電話〇九八五(51)八七二一

鹿児島県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 内野栄蔵
鹿児島市島原町三ノ二八号
ヘルスプラザかごっまビル4F
電話〇九九二(28)二六八三

沖縄県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 平川辰生
那覇市松尾二ノ二ノ九九
電話〇九八八(862)二〇九八

全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会

理事長 水島正一
同 更科久幸
同 中澤秀雄
常務理事 高橋元彰
同 谷口林造
副理事長(理事長代行) 鈴木正之
副理事長 綾部雅紹
同 西田実
同 酒井真市
同 三井三千雄
同 大音与志雄
同 正木久雄
同 藤本勝
同 奥河内武人
監事 酒井弘幸
同 中島勝美
同 内野栄蔵
同 中原康栄
同 磯村一

東京都千代田区東神田一ノ一〇ノ二
電話〇三(五六八七)二一三五
FAX〇三(三八六五)九九二一

みんなで入ろう、全浴連の生命共済事業

全浴連の生命共済

生命（災害）共済制度は、全浴連が都道府県組合と協力し、公衆浴場業に従事している方々のための相互扶助事業として、実施しているものです。

その内容は、加入者の病気死亡・災害による死亡、障害、入院、通院の保障・積立共済金のある相互共済です。

―主な内容―

▲共済金の給付
1、死亡共済金
2、災害死亡共済金
3、障害共済金
4、入院共済金
5、通院共済金
6、積立共済金

▲加入資格
都道府県組合の組合員とその家族、一般従業員で、健康に就労している満15才～64才までの者とし、加入者一人につき、一～三口まで選択加入することができます。
加入後は、加入時の口数で75才に達するまで継続加入していることができます。

▲共済掛金
加入時の年令により、掛金がちがいます。

	1口について(1月額掛金)
15才～39才	一七〇〇円
40才～59才	二五〇〇円
60才～	三〇〇〇円

(上記掛金のうち1,000円は積立へ)

六ヶ月分まとめて年二回の集金です

全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会

東京都公衆浴場業環境衛生同業組合

東京都千代田区東神田1―10―2
電話 5687―2641（代表）
FAX 3866―9921

理事長　水島正一
副理事長　綾部雅紹
常務理事　高橋元彰
同　更科久幸
理事　安岡賢二
同　古井丸弘
同　北島健一
同　飯嶋政男
同　松井正
同　田中照夫
同　関稔幸
同　仲前阿久利
同　岡田外信
同　加島登喜雄
同　岡部利定
同　笠原五夫
同　佐近丸彦
同　坂口平吉郎
同　萩中政信
同　宮邊留吉
同　川嶋勝
同　石川敬
同　安田清
同　村田祐輔
同　井藤良一
同　堂寺貞一
同　山田稔
同　岡村嘉也
同　宮前光雄
同　中島春雄
同　古田忠夫
監事　相原義雄
同　星野剛

警察・業各種ポンプ製作販売
株式会社　誠光商会
代表取締役　生田目貞男
東京都北区西ケ原一丁五六ノ一三
電話（三九〇）五五五一（代）一七
FAX（三九〇）三七二六

桜木芸工業株式会社
東京都品川区勝島一ノ三ノ二七
電話（三七六五）三三三三（代）

浴場建築一般
鉄筋コンクリート建築工事
株式会社　本間工務店
代表取締役　本間和夫
〒104　東京都中央区新富一ノ四ノ一五
電話〇三（三五五三）三〇六六

飛水ボイラー・浴場設備
松清金属株式会社
京都府八幡市内里鋼坂尻一一
電話〇七五（九八二）〇三一七（代）

全国浴場新聞広告　取扱店
株式会社　ビーアンドエヌ
東京都港区南青山五ノ一七ノ二
電話〇三（三四〇五）〇二五五
FAX〇三（三四〇五）〇二五四

ステンレス温水器・製造販売
有限会社　豊田製作所
代表取締役　豊田正己
東京都江戸川区平井7―17―37
電話〇三（三六一二）〇六一九

株式会社　アドバン建築設計事務所
〒116　東京都荒川区西日暮里四ノ二六ノ一一
電話〇三（三八〇五）〇六〇〇　ネストピア二〇〇一号室
FAX〇三（三八〇五）〇六〇一

日東製作株式会社
東京都葛飾区金町四ノ四ノ一
電話〇三（三六〇七）〇八〇〇
FAX〇三（三六〇七）〇五九九

株式会社　川口鏡店
文京区本駒込四ノ三九ノ四
TEL〇三（三八二三）〇二六三

戸部建設株式会社
代表取締役　佐伯雅昭
〒114　東京都北区滝野川四ノ九ノ八中山ビル
電話〇三（三九三七）〇五二一

コマーシャル湯桶
有限会社　睦和商事
東京都江戸川区中葛西二―七―一〇
北沢運輸ビル1F
電話〇三（五六九〇）〇九二一（代）

株式会社　鈴和建設
代表取締役　鈴木潔
東京都豊島区長崎橋四ノ二三
電話〇三（三九五一）二〇〇一（代）

松竹錠工業株式会社
代表取締役　五十嵐文男
東京都品川区大井四ノ一〇ノ六

全浴連火災共済事業のしくみ
是非この機会に加入を!!
全浴連火災共済は、火災時の保障に対して10コースに分かれています。

保証額	共済掛金
100万円	1,500円
200万円	3,000円
300万円	4,500円
400万円	6,000円
500万円	7,500円
600万円	9,000円
700万円	10,500円
800万円	12,000円
900万円	13,500円
1000万円	15,000円

※1年以内の解約の場合は月割にて掛金をお返しします。
■お問い合わせは――
各都道府県公衆浴場業環境衛生同業組合

プラスチック永久腰掛
池島製作所
池島重次郎
大阪市生野区林寺三ノ一五ノ一四
電話〇六（七一）六四八九

国産藤むしろ藤あじろ製造元
株式会社　松野藤敷物
代表取締役　松野豊助
〒586　富山県小矢部市石動町五一番地
電話〇七六六（六七）二四八九
FAX〇七六六（六七）二四八〇

財団法人　全国中小企業共済財団
理事長　中島辰巳
東京都千代田区岩本町一ノ四ノ一二
電話（三六四）一五一一

株式会社　天成園
代表取締役　中島俊一
神奈川県足柄下郡箱根湯本六八二
電話〇四六〇（五）八五二二

箱根湯本ホテル
東京　〇四六〇（五）八八〇〇
〇三（三六二）三五八七

株式会社　綜合建設イシイ
代表取締役　石井弘
神奈川県小田原市小八幡四ノ一〇ノ一
電話〇四六五（三三）〇一四一

太陽建設株式会社
東京都新宿区大久保二ノ二ノ一
電話〇三（三二〇三）〇一一一
FAX〇三（三二〇三）八二二一

関東浴場缶工業会

株式会社　大久原鉄工所
板橋区弥生町六八ノ七
（三九七二）〇四〇五

有限会社　関根製作所
足立区千住中居町一二ノ六
（三八八一）三五九三

有限会社　金子製作所
江東区東陽五ノ二九ノ一五
（三六四四）四〇五九

有限会社　川瀬鉄工所
横浜市鶴見区駒岡町七二八
（五九一）三〇〇八

有限会社　加藤製作所
墨田区立花一ノ一六ノ二〇
（三六二二）四六〇八

株式会社　馬場野鉄工所
横浜市鶴見区貴井二ノ一五
（三九九八）三六二一

有限会社　牛島製作所
豊島区高田一ノ一〇ノ一五
（三九七二）一五〇九

東浴温水ボイラー株式会社
大田区下丸子二ノ八ノ八
（三七五一）四一五六

株式会社　上田製作所
江東区北砂二ノ三ノ一三
（三六四四）六九二六

有限会社　豊田製作所
江戸川区平井七ノ三七ノ三七
（三六二一）〇八六九

有限会社　山崎製作所
葛飾区新小岩二ノ二〇ノ一
（三六九四）〇一五八

株式会社　大豊製作所
豊島区池袋本町四ノ二ノ一
（三九八二）六七二三

有限会社　山崎鉄工所
北区神谷二ノ二八ノ二
（三九〇二）五九九六

加藤製作所
北区豊島一ノ三ノ三
（三九一一）四六二一

株式会社　富士鉄工所
品川区西中延二ノ六ノ六
（三七八二）三六八九

有限会社　坂内温水工業
埼玉県蕨市南四ノ七ノ三
〇四八二（四四）六四二二

有限会社　目黒製作所
八王子市美山町三四二九
〇四二六（六二）二五九二

株式会社　宮本鉄工所
江東区亀戸一ノ四ノ一五
（三六八一）三五七二

合資会社　赤木鉄工所
江戸川区西一之江四ノ九ノ六
（三六五〇）六五七五

株式会社　天龍製作所
板橋区東坂下一ノ一
（三九七二）〇四〇五

大橋製作所
目黒区大岡山一ノ一五ノ六
（三七一七）六五六〇

東浴信用組合

東京都千代田区東神田1―10―2
電話 5687―2640（代表）
FAX 3865―7210

理事長　綾部恵造
専務理事　高張末松
常務理事　下野俊宏
同　開発孝一
常勤理事　岡嶋武夫
理事　長谷川昭松
同　岡村忠房
同　岡嶋三郎
同　大倉啓司
同　加藤信彰
同　中山智夫
同　谷口一雄
同　遠藤嘉晃
同　吉田仁嗣
同　福島三郎
同　小野寺寿一
同　佐近隆彦
同　柿木喜代志
同　平松吉弘
同　天野豊吉
同　石川文左エ門
同　建部英夫
同　村谷年平
同　香川茂
同　菜畠祐雄
同　高橋義雄
同　尾林喜一郎
同　大野三樹男
監事　佐藤次男
同　川上知之
同　石田光雄
顧問　水島正一
同　西一郎
相談役　有沢昇
同　砂田義一
同　吉野幹

東京浴場国民健康保険組合

東京都千代田区東神田1―10―2
電話 5687―2639（代表）
FAX 3861―7129

理事長　西一郎
常務理事　笹嶋孝也
理事　角谷雅雄
同　川端弥太郎
同　横山光蔵
同　久島英二
同　小川隆正
同　栗山正敏
同　笠原勇
同　山田伊久雄
同　金子十四五
同　高野巖
監事　本田四郎
同　堀口善二

相続のねじれ現像

岡嶋武夫

わが国が太平洋戦争に敗れても女性と一男四平の人は財産の相続は一切受けられなかった。明治民法の家督相続人は男子のみであった。

旧体制では家を中心に全てが動いていたから家の財産は分散させず、長男が全部を引き継ぎ、そのかわりに家を守る役目も引き受けることになっていた。

長男以外の人は男子分家の時、女は嫁入りの時に多少の財産を分けてもらうだけであった。

ところが、新民法が施行され、昭和二十三年一月以降は相続が一変した。

即ち、妻と子供が相続人となり、子供は兄弟姉妹平等の権利となったのである。

戦前は相続財産と共に祖先の祭祀や墓地の管理も長男が引き継ぐことになっていた。

相続が一変したので、兄弟姉妹の間に争いが起こるケースが多くなった。

新民法の精神からすれば、この時期に安く長男から弟に売却していれば良かったのであるが、なかなかそのチャンスがなく、時が過ぎてしまった。

長男が一切を相続するということはなくなったが、平等意識が強くなり、土地の高騰により、総財産が評価上昇したので現金、預金の配分にもなりかねない。

土地が高くなるにつれて、簡単には売買、贈与ができなくなった先祖、長男が死亡してしまった。

相続は長男の妻とその子供ということになる。

この場合、長男の弟にあたる兄弟姉妹が生きていると妻と共に兄弟死亡してしまうと、この相続は元妻と兄の子卸ち孫のものになってしまいたくんなる縁が遠くなってくる。親にすれば叔父叔母にあたるが、

浴場余話

大原十六

湯ない「ゆ」の話を三、ことだけ続けるようになり取りあげてみよう。

△ゆかた（湯立）　巫女行なう神事の一。神前に熱湯を わかし、竹の葉をかけて全身に振りかけ、神がかりの状態になる。（広辞苑）

△ゆかん　民俗学辞典から。

間湯（あいゆ）　といふ土地もある。神意にもとねば決し難い大事が起った場合や、いろの争いは爛れず、死なるものは爛れるといふ。

△ゆかん・たち　【探湯・誓湯】上代、裁判上、審理の決にくい時、真偽正邪を熱湯に触って手で探らせた神判に関して、（日神探湯、盟神探湯）　此を区別記して毛野臣が、日本人と任那人を釜に納れて煮沸（にた）との間に生れた子供の潔白を証明させた。

△ゆかん　【湯灌】　湯立をする巫女。

△ゆかん・たち　【探湯・誓湯】上代、裁判上、審理の決にくい時、真偽正邪を熱湯に触って手で探らせた神判に関して、（日神探湯、盟神探湯）　此を区別記して毛野臣が、日本人と任那人を釜に納れて煮沸（にた）との間に生れた子供の潔白を証明させた。

△ゆかん　【湯灌】　湯立をする巫女。

△ゆかん　【湯起請】　寒中熱湯に行なわれた裁判の一法。熱湯に手を入れさせ、そのただれ加減によって罪の有無を判定する。

△ゆかわし　【湯起請】　寒中熱湯に行なわれた裁判の一法。熱湯に手を入れさせ、そのただれ加減によって罪の有無を判定する。

△ゆかわかし　【湯起請】　寒中熱湯に行なわれた裁判の一法。熱湯に手を入れさせ、そのただれ加減によって罪の有無を判定する。

△ゆき　【湯気】　蒸発熱の水。

△ゆきしょう　【湯起請】　寒中熱湯に行なわれた裁判の一法。熱湯に手を入れさせ、そのただれ加減によって罪の有無を判定する